

障がい者虐待防止 について

1

令和4年3月

新潟市福祉部障がい福祉課

障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）

「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的に制定

詳細は、新潟県の「令和3年度新潟県障害者虐待防止・権利擁護研修」の動画配信（令和4年2月中旬～3月31日）を参照

<動画配信科目>

- 障害者虐待防止法の概要について
- 障害者虐待対応の現状について（令和元年度の全国・新潟県の状況）
- 施設、事業所における障害者の権利擁護について

障害者虐待防止の更なる推進

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」

令和4年度から次の事項が義務化されます。

研修の手法や内容にお困りの際は、
障がい福祉課へ！

- ① 従事者への研修実施（年1回以上）
- ② 虐待防止委員会の設置と検討結果の従事者への周知徹底
（虐待防止委員会は年1回以上開催する必要がある）
- ③ 虐待防止等のための責任者の設置

身体拘束等の適正化

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」

令和4年度から新たに次の事項が義務化されます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

福祉施設従事者による虐待の具体的例

【事例①】

他の利用者の支援中に、Aさんから「昨日いやなことがあった」と話しかけられました。

職員は、「今、忙しいからごめんなさいね～。ちょっと待っててくださいね～」と言ったまま。1日が過ぎてしまいました。【放棄・放任④】

【事例②】

Bさんは、最近、作業にあまり積極的に取り組んでくれません。

職員はそんなことをしていたら「工賃もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと言って作業を促しています。【心理的①】

福祉施設従事者による虐待の具体的例

【事例③】

Cさんは、他の利用者や家族から「〇〇ちゃん」と呼ばれています。

職員も親しみをもって「〇〇ちゃん」と呼んでいます。

【心理的②】

【事例④】

Dさんは、作業中、製品の簡単な数量計算があり電卓を使って計算しました。

職員は、こんな簡単な計算、どうして電卓を使って行うのと言いました。【心理的③】

福祉施設従事者による虐待の具体的例

【事例⑤】

Eさんは、グループホームで長く生活しています。
職員から「Eさん、携帯電話が壊れたので5万円貸してくれ」と頼まれました。
Eさんは、障がい年金が入金される口座のカードを渡し暗証番号も教えました。【経済的】

【事例⑥】

冬場や夏場の室温や所外作業時に注意していただきたいこととして、健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎるなど）に長時間置かせる。【放棄・放任①】

「厚生労働省が示している障害者虐待の具体的な例」

あらためて掲載しますので「別紙」を参照ください。

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待類型

区 分	具 体 的 な 例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障がい者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。 ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
性的虐待	<p>○ あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など
<p>心理的虐待</p>	<p>① 威圧的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」などと言いつす。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など <p>③ 障がい者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障がい者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等は無視する。 ・障がい者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。など <p>④ 障がい者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など

	<p>⑤ 交換条件の提示</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。 <p>⑥ 心理的に障がい者を不当に孤立させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など <p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等に撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の中で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反して異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など
<p>放棄・放任</p>	<p>① 必要とされる支援や介助を怠り、障がい者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>② 障がい者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、障がい者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など <p>④ 障がい者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障がい者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>○ 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうか見極める必要がある。以下同様)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(障がい者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。) ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など